**令和５年度情報メディアを活用した埼玉移住魅力発信業務委託**

**仕様書（公募用）**

|  |
| --- |
| * この仕様書は企画提案書作成用である。
* 企画提案競技後県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上契約を締結する。
 |

**１　委託業務名**

　令和５年度情報メディアを活用した埼玉移住魅力発信業務委託

**２　業務目的**

　長引くコロナ禍の影響やそれに伴うリモートワークの急速な普及により、都内の若者世代を中心として地方移住への関心が高まっている。そのような中、都心に近く自然豊かな本県は身近な移住先として注目を集めている。

この機を捉え、移住に関心がある者であって、具体的な移住先が決まっていない又は本県を良く知らない県外在住の移住検討者を主なターゲットとした情報メディアを活用した情報発信及び当該メディアと連携したイベント（リアル、オンライン又はリアル・オンラインハイブリッド）イベントを実施し、本県への更なる移住促進を図る。

**３　委託期間**

　契約締結日から令和６年３月15日までとする。

**４　委託業務の内容**

本県への移住を促進するため、東京都内を中心とした県外在住者に対して移住先としての本県の魅力を発信する事業の企画、調整、広報、運営等当該事業に係る全ての業務を委託する。

なお、委託業務は以下の委託業務の詳細等を踏まえて実施し、かつ、円滑な業務遂行のための適切な体制を整えるとともに、県と綿密な調整を図りながら業務を実施する計画を策定すること。

 【委託業務の詳細】

|  |  |
| --- | --- |
|  | 内　容 |
| (1) | 潜在的移住希望者ではなく移住に高い関心を持つ者を主なターゲットとして、移住先としての本県の魅力を効果的に届けることができる情報メディアを活用して情報発信する。なお、情報メディアは、テレビ・ラジオ・動画配信サービスなど県外への情報発信力の高いメディアとする。①　情報メディアを活用した情報発信は２回以上実施する。②　１回の情報発信は概ね10分以上とする。 |
| (2) | 情報メディアによる情報発信と連携したイベント（リアル、オンライン又はリアル・オンラインハイブリッド）を開催する。①　情報メディアに出演している司会者など集客に効果的なゲストに出演してもらうこと。②　集客に当たっては、県公式ＳＮＳほか多数の移住希望者が閲覧するホームページやＳＮＳなどを活用した告知を行う。③　その他集客に効果的なキャンペーンを行う。④　イベントでは参加者アンケートを実施し、イベントの効果等を分析する。 |
| (3) | 県公式ＳＮＳにより埼玉移住の情報発信を行う。①　情報発信の内容は県と十分協議して決定することとし、原則として１週間当たり１回以上、契約期間中30回以上の情報発信を行う。②　移住先としての本県の魅力を発掘・発信するため十分な現地取材を行った上で記事を作成すること。 |

**５　成果物**

 (1) 完了報告書

①　イベントの様子がわかる写真を掲載すること。

②　イベントの効果や分析の結果を記載すること。

③　イベント参加者数の一覧表を添付すること。

④　県公式ＳＮＳで発信した記事の一覧及びすべてのスクリーンショットが掲載された報告書を添付すること。

⑤　打合せ記録一式、募集・告知に使用した資料一式、アンケート集計結果（wordファイル、excelファイル）

※　完了報告書は紙媒体の他電子媒体（PDF）でも提出すること。

(2) 納期限

　令和６年３月15日

(3) 提出場所

埼玉県　企画財政部地域政策課　地域振興担当

**６　その他**

(1)権利の帰属について

①　委託業務における著作権及び肖像権等の取扱いには十分注意すること。ホームページ等に掲載する写真、イラスト、掲載文言についてはその権利関係含め、原則受託者で手配するものとする。なお、著作料が発生する場合は受託者が支払うこととし支払額は委託料に含める。

③　委託業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て県に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、県が成果物以外に使用する際には、県、受託者で協議・許諾等を要するものとする。

④　本件に使用する写真、映像、イラスト等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

⑤　委託業務により得られた個人情報や調査データ等すべてについて、本事業の目的以外に使用、流用等をしてはならない。

⑥　委託業務により得られた個人情報や調査データ等の使用、保存、処分には、機密が保持されるよう細心の注意をもって業務に当たらなければならない。

(2)その他

①　この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は県と受託者が協議して決定するものとする。

②　県は、本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は契約の解除等ができるものとする。